

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 19 号に規定するかご漁業（いかかご漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）5 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第 1 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 八代市鏡町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	火共第 2 号共同 漁業権漁場内	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4 隻	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 2 のとおり	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機関 の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 葦北郡芦北町大字田浦町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	火共第4号及び 同第7号共同漁 業権漁場内	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	4隻	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記3のとおり	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記4のとおり	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 天草市御所浦町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記5のとおり	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2隻	1 上天草市姫戸町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記6のとおり	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記7のとおり	1月1日から 6月30日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 8 のとおり	別記 8 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	9 隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 9 のとおり	別記 9 のとおり	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	5 隻	1 上天草市大矢野町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 10 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市河浦町宮野河内に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 11 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市下浦町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 12 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市栖本町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 13 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市龍ヶ岳町大道に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	いかかご漁業	別記 14 のとおり	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 15 のとおり	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草市有明町楠甫に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 16 のとおり	別記 16 のとお り	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 上天草市松島町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 17 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 上天草市松島町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 18 のとお り	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市倉岳町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
かご漁業	いかかご漁業	別記 19 のとお り	別記 19 のとお り	船舶の総トン数及び推進機 関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	3 隻	1 天草市有明町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年（2026年）5月15日から令和8年（2026年）6月5日まで

## 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和8年（2026年）7月1日から令和11年（2029年）6月30日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用するかごの数は、350個を超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年（2023年）9月1日に免許されたものとする。

## 別記 1

### 操業区域

不知火海。ただし、火共第 2 号共同漁業権漁場以外の共同漁業権漁場を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬（只埼）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の区域。
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首を見通した延長線以西の区域。ただし、1 の区域を除く。

## 別記 2

### 操業区域

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から 2,727メートルのところ
- ロ 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端

## 別記 3

### 操業区域（御所浦地先・不知火海）

次の 1 及び 2 の区域

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点 11 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 13 号共同漁業権漁場内御所浦地先）以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬（只埼）と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海。
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1 の区域を除く。
  - 基点 1 熊本県漁場基点天第 265 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）田の尻川河口中央）
  - 基点 2 熊本県漁場基点天第 410 号（御所浦町大浦ウサギ鼻突端）
  - 基点 3 熊本県漁場基点天第 263 号（御所浦町ノサバ崎南西端）
  - 基点 4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号（龍ヶ岳町ダテク島南端）
  - 基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号（御所浦町困窮島北端）
  - 基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号（御所浦町猿子島北西端）
  - 基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点8 熊本県漁場基点天第 231 号 (御所浦町横浦島北端)

基点9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)

基点10 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)

基点11 御所浦町大岩

ア 基点1と葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点1を基点として右へ16度58分、1,600メートルのところ

イ 基点2と鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ201度15分、2,565メートルのところ

ウ 基点2と獅子島木崎鼻を見通した線から基点2を基点として右へ296度、1,100メートルのところ

エ 基点3と獅子島木崎鼻を見通した線から基点3を基点として右へ339度23分、1,100メートルのところ

オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から116度、3,350メートルのところ

カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から720メートルのところ

キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町(以下、「新和町」という。)惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から1,100メートルのところ

ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から1,100メートルのところ

ケ 基点4から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点4から1,100メートルのところ

コ 基点4から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点4から220メートルのところ

サ 基点4と大通越を見通した線から基点4を基点として右へ296度3分、310メートルのところ

シ 基点5から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点5から270メートルのところ

ス 基点5から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点5から180メートルのところ

セ 基点6と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点6を基点として右へ4度23分、450メートルのところ

ソ 基点7から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点7から900メートルのところ

タ 基点8と基点9を見通した線から基点8を基点として右へ354度30分、360メートルのところ

チ 基点10と基点8を見通した線から基点10を基点として右へ354度3分、270メートルのところ

ツ 基点10と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点10を基点として右へ295度52分、1,435メートルのところ

テ 基点11から真方位0度(真北)、460メートルのところ

#### 別記4

##### 操業区域(御所浦地先)

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、基点11を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第 265 号 (天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)田の尻川河口中央)

基点2 熊本県漁場基点天第 410 号 (御所浦町大浦ウサギ鼻突端)

基点3 熊本県漁場基点天第 263 号 (御所浦町ノサバ崎南西端)

基点4 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)ダテク島南端)

- 基点 5 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 230 号 (御所浦町猿子島北西端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 231 号 (御所浦町横浦島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 11 御所浦町大岩

- ア 基点 1 と 葦北郡津奈木町肥後沖島灯台を見通した線から基点 1 を基点として右へ 16 度 58 分、1,600 メートルのところ
- イ 基点 2 と 鹿児島県獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 201 度 15 分、2,565 メートルのところ
- ウ 基点 2 と 獅子島木崎鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度、1,100 メートルのところ
- エ 基点 3 と 獅子島木崎鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 339 度 23 分、1,100 メートルのところ
- オ 鹿児島県出水郡長島町ダグイ崎の突端から 116 度、3,350 メートルのところ
- カ 御所浦町葛龍島西端から獅子島野島南端を見通した線上、葛龍島西端から 720 メートルのところ
- キ 御所浦町黒島南西端から天草市新和町 (以下、「新和町」という。) 惣津島山頂を見通した線上、黒島南西端から 1,100 メートルのところ
- ク 御所浦町牧島マネキ崎から新和町横島北端を見通した線上、マネキ崎から 1,100 メートルのところ
- ケ 基点 4 から新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 4 から 1,100 メートルのところ
- コ 基点 4 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 4 から 220 メートルのところ
- サ 基点 4 と 大通越を見通した線から基点 4 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- シ 基点 5 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 5 から 270 メートルのところ
- ス 基点 5 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 5 から 180 メートルのところ
- セ 基点 6 と 龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 6 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- ソ 基点 7 から牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 7 から 900 メートルのところ
- タ 基点 8 と 基点 9 を見通した線から基点 8 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- チ 基点 10 と 基点 8 を見通した線から基点 10 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- ツ 基点 10 と 御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 10 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- テ 基点 11 から真方位 0 度 (真北)、460 メートルのところ

## 別記 5

操業区域 (姫戸地先・不知火海)

次の 1 及び 2 の区域

ただし、基点 1、ア、イ、ウ、エ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 (天共第 12 号共同漁業権漁場内姫戸地先) 以外の共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬 (只崎) と上天草市姫戸町 (以下、「姫戸町」という。) 小島を結んだ線以北の不知火海
  - 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町 (以下、「龍ヶ岳町」という。) 琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。ただし、1 の区域を除く。
- 基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号 (龍ヶ岳町と姫戸町との海岸線における境界)

基点2 熊本県漁場基点天第248号(姫戸町舟揚島東端)

基点3 熊本県漁場基点天第249号(姫戸町と上天草市松島町との海岸線における境界)

ア 基点1と姫戸町赤島南端を見通した線から基点1を基点として右へ7度45分、1,260メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、龍ヶ岳町黒島北端から1,000メートルのところ

ウ 基点2と八代市黒島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ39度、1,800メートルのところ

エ 基点3から八代市黒島山頂を見通した線上、基点3から2,400メートルのところ

## 別記6

操業区域(不知火海)

次の1及び2の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- 1 葦北郡芦北町御立岬(只埼)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海
- 2 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。  
ただし、1の区域を除く。

## 別記7

操業区域

次の1及び2の区域

- 1 次の①及び②の区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

- ① 葦北郡芦北町只埼(御立岬)と上天草市姫戸町小島を結んだ線以北の不知火海
- ② 八代市加賀島から上天草市龍ヶ岳町琵琶の首を見通した延長線以西の不知火海。  
ただし、①の区域を除く。

- 2 大矢野町維和地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点火第5号(宇城市三角町(以下、「三角町」という。)戸馳大崎の鼻)

基点2 熊本県漁場基点天第41号(上天草市大矢野町(以下、「大矢野町」という。)大潟塔ノ崎東端)

基点3 熊本県漁場基点天第54号(大矢野町上大戸ノ鼻南端)

基点4 熊本県漁場基点火第7号(三角町戸馳島灯台)

ア 基点1と三角町寺島灯標を見通した線から基点1を基点として右へ292度40分、181メートルのところ

イ 基点2と三角町三角岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ63度29分、720メートルのところ

ウ 大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ

- エ 大矢野町横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ
- オ 大矢野町笹島西端と大矢野町長砂連東端を結ぶ線の中央点
- カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ
- キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ
- ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ
- ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ
- コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ
- サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ
- シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

別記 8

操 業 区 域	操業期間
1 天草有明海の天共第 1 号共同漁業権漁場内 2 上天草市大矢野町串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで
3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで
4 天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。	1 月 1 日から 6 月 30 日まで

別記 9

操 業 区 域	操 業 期 間
<p>1 天草有明海の天共第 1 号共同漁業権漁場内</p> <p>2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串崎鼻から同町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>3 天草市五和町（以下、「五和町」という。）亀島北端から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杣島山頂を見通した線以南と天草市有明町赤崎と上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日 まで</p>
<p>4 天草有明海及び下記の区域。 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 1 号共同漁業権漁場内 大矢野町中地先）。</p> <p>ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。</p> <p>基点 1 大矢野町中と大矢野町上との境界点 基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（松島町高杣島北西端） 基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端） 基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端） 基点 5 大矢野町中と大矢野町登立との境界点</p> <p>ア 基点 1 から五和町御領長崎鼻を見通した線上、基点 1 から 4,500 メートルのところ イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

エ	松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点	
オ	永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点	
カ	基点3から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ	
キ	基点3から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点3から540メートルのところ	
ク	基点4から松島町船人島北端を見通した線上、基点4から900メートルのところ	
ケ	大矢野町笹島西端と同町長砂連東端を結ぶ線の中央点	
コ	大矢野町横島北端より真方位90度、180メートルのところ	
サ	大矢野町維和禿島西端より真方位270度、180メートルのところ	
シ	基点5から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点5から540メートルのところ	

#### 別記10

##### 操業区域（宮野河内地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点5を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点2 熊本県漁場基点天第194号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点3 熊本県漁場基点天第183号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点4 熊本県漁場基点天第181号（河浦町上の島灯台）

基点5 熊本県漁場基点天第179号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点1から真方位156度30分、1,620メートルのところ

イ 基点2から真方位207度30分、632メートルのところ

ウ 基点3から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、2,000メートルのところ

エ 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ35度10分、1,800メートルのところ

オ 基点4と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点4を基点として右へ17度、300メートルのところ

カ 基点5と河浦町産島南西端を見通した線から基点5を基点として右へ10度43分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線が交わるころ

### 別記 1 1

操業区域（天共第10号共同漁業権漁場内 旧本渡市地先）

次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点2を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点2 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点1から真方位105度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点1と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点

ウ 榎浦北の鼻から真方位305度、180メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位244度、540メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から540メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点2から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

### 別記 1 2

操業区域（栖本地先）

次の基点1、ア、イ、ウを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第215号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点1から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点1から900メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界

### 別記 1 3

操業区域（大道地先）

次の基点1、基点9、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タを順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

- 基点 2 熊本県漁場基点天第 219 の 1 号 (龍ヶ岳町ダテク島南端)
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 230 号 (天草市御所浦町 (以下、「御所浦町」という。) 猿子島北西端)
- 基点 4 熊本県漁場基点天第 231 号 (御所浦町横浦島北端)
- 基点 5 熊本県漁場基点天第 233 号 (龍ヶ岳町唐網代鼻南端)
- 基点 6 熊本県漁場基点天第 229 号 (龍ヶ岳町横島南端)
- 基点 7 熊本県漁場基点天第 232 号 (龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端)
- 基点 8 熊本県漁場基点天第 222 号 (御所浦町困窮島北端)
- 基点 9 熊本県漁場基点天第 228 号 (龍ヶ岳町横島北端)
- 基点 10 熊本県漁場基点天第 266 号 (御所浦町嵐口崎北端)
- ア 横島西海岸線における龍ヶ岳町と天草市倉岳町との境界
- イ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ
- ウ 基点 6 と基点 7 を見通した線から基点 6 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ
- エ 基点 2 と天草市戸の崎南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 21 度 25 分、1,100 メートルのところ
- オ 基点 2 から天草市新和町鍋割山山頂を見通した線上、基点 2 から 1,100 メートルのところ
- カ 基点 2 から御所浦町牧島大通越鼻を見通した線上、基点 2 から 220 メートルのところ
- キ 基点 2 と大通越鼻を見通した線から基点 2 を基点として右へ 296 度 3 分、310 メートルのところ
- ク 基点 8 から龍ヶ岳町瓢箪島山頂を見通した線上、基点 8 から 270 メートルのところ
- ケ 基点 8 から御所浦町横浦島南端を見通した線上、基点 8 から 180 メートルのところ
- コ 基点 3 と龍ヶ岳町楠森島小手出鼻を見通した線から基点 3 を基点として右へ 4 度 23 分、450 メートルのところ
- サ 基点 6 から御所浦町牧島ヤキ崎東端を見通した線上、基点 6 から 900 メートルのところ
- シ 基点 4 と基点 9 を見通した線から基点 4 を基点として右へ 354 度 30 分、360 メートルのところ
- ス 基点 5 と基点 4 を見通した線から基点 5 を基点として右へ 354 度 3 分、270 メートルのところ
- セ 基点 5 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 5 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ
- ソ タから真方位 191 度 30 分の線が、セからチを見通した線と交わるころ
- タ 龍ヶ岳町松が鼻南端 (松が鼻灯台)
- チ 基点 10 と龍ヶ岳町梶島東端を見通した線から基点 10 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

#### 別記 1 4

操業区域（高戸地先）

不知火海

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域（天共第 12 号共同漁業権漁場内 高戸地先）

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松ヶ鼻南端（松ヶ鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町柵島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町柵島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町柵島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と御所浦町与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

#### 別記 1 5

操業区域（松楠地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、基点 5 を順次に結んだ線、タ、チを結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域。

ただし、ケ、コ間は瀬戸の中央点とする。

- 基点1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界
- 基点2 熊本県漁場基点天第96号（有明町飛龍島北端）
- 基点3 熊本県漁場基点天第84号（上天草市松島町（以下、「松島町」という。）高杵島北西端）
- 基点4 熊本県漁場基点天第64号（松島町船人島北端）
- 基点5 松島町合津と松島町阿村との境界点の位置
- ア 基点1から真方位67度、126メートルのところ
- イ 有明町龍崎から真方位185度、417メートルのところ
- ウ 有明町龍崎から真方位105度、540メートルのところ
- エ 有明町竜崎から真方位42度、900メートルのところ
- オ 有明町飛龍島頂点から真方位45度、630メートルのところ
- カ 基点2と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点2を基点として右へ19度58分、900メートルのところ
- キ 基点3と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点3を基点として右へ353度50分、1,100メートルのところ
- ク 基点3と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点3を基点として右へ352度30分、720メートルのところ
- ケ 松島町永浦島西端と大矢野町小泊の鼻とを結んだ線の中央点
- コ 永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点
- サ 基点4から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点4から540メートルのところ
- シ 基点4から真方位275度、360メートルのところ
- ス 松島町前島北端から真方位10度、54メートルのところ
- セ 松島町前島東端から真方位90度、90メートルのところ
- ソ 基点5から真方位310度、200メートルのところ
- タ 松島町教良木園部新地樋門中央
- チ タと松島町教良木天草広域連合松島地区清掃センター煙突中央を見通した線からタを基点として右へ242度の線が対岸と交わるころ

別記 1 6

操 業 区 域	操 業 期 間
<p>天草有明海</p> <p>1 天草有明海の天共第 3 号共同漁業権漁場内</p> <p>2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串崎鼻から大矢野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町（以下、「有明町」という。）赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>12 月 16 日から翌年 6 月 30 日まで</p>
<p>4 天草有明海 ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。</p>	<p>1 月 1 日から 6 月 30 日まで</p>

別記 1 7

操業区域（阿村東地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 上天草市松島町（以下、「松島町」という。）と上天草市姫戸町との海岸線における境界

基点 2 上天草市大矢野町上大戸ノ鼻南端

基点 3 松島町下大戸ノ岬灯台

ア 基点 1 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 1 から 2,400 メートルのところ

イ 基点2と八代市小築島北東端を見通した線から基点2を基点として右へ8度14分、900メートルのところ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ344度20分、540メートルのところ

#### 別記18

操業区域（天共第11号共同漁業権漁場内 倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点1を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第227号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点2 熊本県漁場基点天第229号（龍ヶ岳町横島南端）

基点3 熊本県漁場基点天第232号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から1,700メートルのところ

ウ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ171度55分、2,295メートルのところ

エ 基点2と基点3を見通した線から基点2を基点として右へ170度30分、1,000メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 1 9

操 業 区 域		操業期間
天 草 有 明 海	1 天草有明海の天共第 4 号共同漁業権漁場内 2 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）串崎鼻から大矢野町野釜島北西端を見通した線以南の天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで
	3 天草市五和町亀島北端から上天草市松島町高杓島山頂を見通した線以南と天草市有明町（以下、「有明町」という。）赤崎と有明町上津浦との海岸線における境界点から長崎県南島原市口之津灯台を見通した線以南によって囲まれた天草有明海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。	12 月 16 日から 翌年 6 月 30 日まで
	4 天草有明海。ただし、天草有明海の共同漁業権漁場内、2 及び 3 の海域を除く。	1 月 1 日から 6 月 30 日まで